

平成21年度

大学教育・学生支援推進事業

公募要領

平成21年4月

文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 募集の対象	1
	(2) 申請件数・募集内容等	2
	(3) 選定件数	4
	(4) 取組に対する経費措置	4
	(5) 事業規模等	4
3	選定方法等	5
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	5
	(2) 申請要件違反	6
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	6
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書	6
	(2) 申請内容等チェックシートによる確認	7
	(3) 申請手続	7
	(4) 教学マネジメントに向けた取組	8
	(5) その他	9
6	公表等	9
7	問い合わせ先	9
	(参考)「教学マネジメントに向けた取組」	10

1 事業の背景・目的

[背景]

我が国の大学教育においては、知識基盤社会を担う優れた人材を育成することが求められている一方、「大学全入」時代を迎え、学生の知識・学習習慣・学習意欲の多様化に対応していく必要がある。

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）においては、各大学が、教学経営における「三つの方針」の明確化等を進める必要があり、この中で特に「学位授与の方針」については、学習成果ということを重視する観点から、各大学において、学位授与の方針や教育研究上の目的を明確化し、その実行と達成に向けて教育活動を展開していくことが必要とされている。その上で、我が国の学士課程教育が分野横断的に共通して目指す学習効果に関する参考指針として「学士力」が示されており、国として各大学における学位授与の方針等の策定等を促進・支援することとされている。

[目的]

本事業は、各大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）から申請された、各大学等における学士力の確保や教育力向上のための取組の中から、達成目標を明確にした効果が見込まれる取組を選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国の高等教育の質保証の強化に資することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 募集の対象

- 学長（高等専門学校においては校長。以下、「学長等」という。）を中心とするマネジメント体制の下、国公立大学、短期大学、高等専門学校（私立とは設置者が学校法人のものに限る。）が、本事業において設定する2つのテーマそれぞれの趣旨・目的に沿った達成目標を明確にし、確実な計画のもとに、組織的に大学等の学士力の確保・教育力の向上を図ろうとするもので、我が国の高等教育の質保証の強化に資する取組を募集の対象とします。

【テーマA】

大学教育推進プログラム（大学における教育の質保証の取組の高度化）

【テーマB】

学生支援推進プログラム（就職支援の強化など総合的な学生支援）

- 以下の単位で実施する取組を募集の対象とします。

【テーマA】

[大学]

大学全体、学部（複数学部も可）、学部の学科（複数学科も可）で行う取組

[短期大学]

短期大学全体、学科（複数学科も可）、専攻課程（複数専攻課程も可）で行う取組

[高等専門学校]

高等専門学校全体、学科（複数学科も可）で行う取組

※1 複数の大学等での共同の取組を申請することはできません。

※2 大学院研究科、専攻科、及び別科の取組については申請することはできません。

【テーマB】

大学全体（大学院大学を除く）、短期大学全体、高等専門学校全体で行う取組

※1 複数の大学等での共同の取組を申請することも可能です。

※2 学部、学科、専攻課程単位の取組を申請することも可能です。

○ 当該大学等において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等により文部科学省が行っている他のプログラム（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似の取組については申請することはできません。また、過去に選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組についても申請することはできません。

○ 当該大学等において、「大学教育・学生支援推進事業」以外の「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」に申請を予定している同一又は類似の取組については申請することはできません。

○ 1つの大学等から、類似の取組を同時に申請することはできません。

○ 【テーマB】において、国立及び公立については、国立大学法人運営費交付金をはじめ、学生支援の取組への様々な財政支援を受けていることから、私立大学を中心に措置します。

(2) 申請件数・募集内容等

○ 【テーマA】の申請については、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」及び「国際化拠点整備事業（グローバル30）」を含めて、1つの大学等につき3件まで申請することができます。

【テーマB】の申請については、上記の申請件数にかかわらず、1つの大学等につき、複数の大学等での共同の取組を含め1件まで申請することができます。

○ 【テーマB】において、複数の大学等での共同の取組を申請する場合は、主となる1つの大学等が代表となり申請してください。

[取組の例]（あくまでも例示であり、限定するものではありません。）

【テーマA】

・FDの成果測定、教員の指導の成果の可視化、ティーチングポートフォリオの作成などによる教員の組織的な資質向上を図る取組

- ・ G P A 等成績評価の厳格化・可視化などによる成績評価方法の改善を図る取組
- ・ 単位の実質化（学習時間の向上、上限単位の設定（キャップ制）など）を推進する取組
- ・ 学士力を踏まえた専門教育の見直し（到達目標の明確化、体系的カリキュラムなど）及びその展開
- ・ 教育目標の達成に資する体系的・双方向的な教育方法及びテキスト・教材の開発・作成
- ・ 学習の連続性に配慮した高大連携の取組
- ・ 教室外学習と教室内学習との連携協働による態度・志向性を身に付けさせる取組
- ・ 総合的な学習経験と創造的思考力を身に付けさせる取組

【テーマB】

- ・ 休講期間中の対応、心のケアや法的措置など専門的な対応等、就職相談体制の強化
- ・ ビジネスマナー講座、プレゼンテーション能力養成講座、種々の資格取得講座の開設
- ・ 卒業生や保護者を含めた就職相談会の実施、企業との交流促進による求人確保、大学独自の就職情報誌等の作成による情報提供
- ・ 在学生、卒業生の情報のデータベース化や学生に直接、迅速に求人情報を提供するためのメーリングシステムの導入など就職支援の充実

[就職問題懇談会が定めたガイドライン（平成20年12月19日「内定を取り消された学生への対応を含む就職支援に関連して各大学等が取り組むべき事項」）を参照してください。]

※ なお、取組を実施するにあたっては、ワークスタディなどの学生の活用も可能

- 【テーマA】を申請する際には、申請の取組の内容に応じて以下の事項から該当するものをすべて選んでください。【テーマB】については選択する必要はありません。

事 項
○教育課程の体系化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 順次性のある体系的な教育課程編成 ・ 幅広い学びを保障する教育課程の体系化 ・ 課題探求能力等を育成する体系的な教育課程編成
○単位制度の実質化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制度の実質化を図るための学習時間の確保 ・ 単位制度の実質化を図るための授業計画の明確化 ・ 単位制度の実質化を図るための必要な授業時間の確保 ・ 単位制度の実質化を図るための上限単位の設定（キャップ制）
○教育方法の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方向型学習による教育方法の改善 ・ T A を活用した教育方法の改善 ・ S A を活用した教育方法の改善 ・ 少人数指導による教育方法の改善 ・ 情報通信技術を活用した教育方法の改善

○成績評価 <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準の設定 ・G P A等の客観的基準の導入 ・多面的な評価方法による成績評価
○初年次教育 <ul style="list-style-type: none"> ・初年次教育の充実 ・高大連携の推進
○教職員の職能開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ファカルティ・ディベロップメント（F D）の充実 ・スタッフ・ディベロップメント（S D）の充実

- 取組の趣旨・目的（取組を実施するにあたっての背景（現状と課題）、取組を実施する必要性、具体的な目的等）、取組による達成目標、取組の評価方法（効果測定の方法）、財政支援期間終了後の計画、将来の展望、大学設置基準等への対応等を取りまとめて、文部科学大臣あてに申請書を提出してください。詳細については、「平成21年度 大学教育・学生支援推進事業【テーマA又はテーマB】申請書類等作成・提出について」をそれぞれ参照してください。

（3）選定件数

選定件数は、全体として【テーマA】で80件程度、【テーマB】で200件程度としますが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

（4）取組に対する経費措置

選定された取組に対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています（私立とは設置者が学校法人のものに限ります）。

ただし、経費措置については、2年目以降、逡減する予定としておりますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、選定された取組が大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム又は他の補助金等により経費措置（以下、「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業として経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画「取組に係る経費」を作成してください。

（5）事業規模等

- 申請にあたっては、補助事業上限額の枠内で申請書を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額はその他の経費（自己収入等）により各大学等が負担することとなります。なお、補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

【取組に係る経費の規模等】

	補助事業上限額	補助金基準額	財政支援期間
テーマA	50,000千円/年	23,000千円/年	2年～3年
テーマB	20,000千円/年	12,000千円/年	

- 使用できる経費の取扱いの詳細については、文部科学省Webサイトに掲載している「大学改革推進等補助金交付要綱」等を参照してください。

(参考) 平成20年度大学改革推進等補助金について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm

3 選定方法等

- 本事業の選定のための審査は、【テーマA】については、独立行政法人日本学術振興会において運営される「大学教育等推進事業委員会（以下、「A委員会」という。）」、【テーマB】については、独立行政法人日本学生支援機構において運営される「学生支援推進事業委員会（以下、「B委員会」という。）」において行います。選定方法等の概要は、「平成21年 大学教育・学生支援推進事業【テーマA又はテーマB】審査要項」をそれぞれ参照してください。
- 【テーマA】については、選定の過程で、申請書をもとにヒアリングを行います（8月中旬頃の予定）。ヒアリングの対象となった大学等に対しては、別途、A委員会よりその旨の案内をしますので、申請書の内容について責任をもって説明できる取組担当者、大学等の教育活動に関し責任を有する者等におかれては対応をお願いします。
- 【テーマA】の選定取組は、文部科学省においてA委員会及びB委員会の審査結果を踏まえつつ、大学、短期大学、高等専門学校それぞれの目的や役割・機能の違い、国公立の設置者バランス、地域バランス及び申請内容等を総合的に勘案し決定します。
- 選定された大学等には、学長等あて選定結果を通知します（【テーマA】については、8月下旬を予定。【テーマB】については6月上旬頃を予定）。

4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

【テーマA】

- ① 「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】申請書類等作成・提出について」の「Ⅲ 申請書の作成について」「一般的留意事項について」1 で定める書式と異なる場合
- ② 様式1の「取組名称」の規定文字数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 様式1、2、3、4、6、8の規定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ④ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

【テーマB】

- ① 「大学教育・学生支援推進事業【テーマB】申請書類等作成・提出について」の「Ⅲ 申請書の作成について」「一般的留意事項について」で定める書式と異なる場合
- ② 様式1の「取組名称」の規定文字数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 大学院が中心となって行う取組の申請
- ② 「2 事業の概要」の「(2) 申請件数・募集内容等」で示した申請件数の範囲を超える申請（該当する申請がある場合は、大学等に対しての事情確認を行った後、その件数の範囲を超えることとなる申請については取り下げをいただくこととなります。）

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は選定が取り消されることがあります。

※ 要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」については、申請書と併せて提出していただきます（「5 申請に当たっての留意事項」参照のこと）。

5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書

「平成21年度 大学教育・学生支援推進事業【テーマA又はテーマB】申請書類等作成・提出について」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長等から文部科学大臣あてに申請してください。

ただし、申請書の提出先は、以下のとおりです。

【テーマA】：独立行政法人日本学術振興会

【テーマB】：独立行政法人日本学生支援機構

(2) 申請内容等チェックシートによる確認

要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を提出してください。

(3) 申請手続

申請手続きは以下のとおりです。なお、申請書類を送付する場合は、配達証明ができる方法（特定記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、提出期間内に必着するようにしてください。

なお、提出期間内に申請書類等が提出されない場合は、審査対象外とします。

【テーマA】：平成21年5月28日（木）～平成21年5月29日（金）の期間内に独立行政法人日本学術振興会に提出

【テーマB】：平成21年5月13日（水）～平成21年5月15日（金）の期間内に独立行政法人日本学生支援機構に提出

（いずれも午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

【提出部数】

【テーマA】

「平成21年度「大学教育・学生支援推進事業」大学教育推進プログラム【テーマA】申請書」

両面印刷穴あけ・製本テープにより製本 8部

片面印刷（印刷原稿用） 1部

「平成21年度 大学教育・学生支援推進事業 大学教育推進プログラム【テーマA】申請カード」 1部

上記関係の書類を保存したCD-RW 各大学等ごとに1枚

「平成21年度 大学教育・学生支援推進事業 大学教育推進プログラム【テーマA】申請内容等チェックシート」 1部

【テーマB】

「平成21年度 大学教育・学生支援推進事業 学生支援推進プログラム【テーマB】申請書」

両面印刷穴あけ・製本テープにより製本 10部

片面印刷（印刷原稿用） 1部

上記関係の書類を保存したCD-RW（USBメモリでも可） 1枚

「平成21年度 大学教育・学生支援推進事業 学生支援推進プログラム【テーマB】申請内容等チェックシート」 1部

※ なお、提出にあたっては、指定の文部科学大臣宛公文書に添えて提出してください。

【提出先】

【テーマA】：〒 102-8471 東京都千代田区一番町6番地 住友一番町ビル3階
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究事業課
[大学教育・学生支援推進事業 **【テーマA】** 担当]
(電話：03-3263-1105)

【テーマB】：〒 135-8630 東京都江東区青海2-7-9
独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部学生生活計画課
[大学教育・学生支援推進事業 **【テーマB】** 担当]
(電話：03-5520-6168)

(4) 教学マネジメントに向けた取組

【テーマA】 を申請する際は、「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月中央教育審議会答申）において示されている「大学に期待される取組」の実施状況に関し、申請書とは別に「教学マネジメントに向けた取組」（P10（参考）参照）について、所定の様式に「現状の取組状況」及び「事業終了時の目標」を記入の上、下記の提出締切日までに郵送にて提出してください。

本資料は、**【テーマA】** において1つの大学で複数の申請を行う場合であっても、まとめて作成し提出してください。また、短期大学、高等専門学校については、提出していただく必要はありません。

なお、本資料については、選定の判断に用いるのではなく、大学教育改革の今後の進捗状況の把握に活用させていただくことを想定しています。

提出締切日 平成21年6月26日（金）（必着）

【提出部数】

「教学マネジメントに向けた取組」	両面印刷	1部
	片面印刷（印刷原稿用）.	1部
	CD-R（W）.	1枚

【提出先（郵送）】

〒 100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室
(電話：03-5253-4111（内線3317、3321）)

※ 郵送する封筒の表に、「教学マネジメント 在中」と朱書きで記載してください。

(5) その他

申請書等は返却しませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

6 公表等

- 募集締切後、申請大学等名及び取組名称を公表する予定です。また、選定された取組については、内容等についても公表する予定です。
- 事例集や報告集の作成、フォーラムの開催を行う場合がありますのであらかじめ御了承ください（これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学等に参加していただきます）。その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。
- 本事業の趣旨・目的を踏まえ、選定された大学等は、自ら選定取組の内容、経過、成果、達成目標の到達状況等を各大学等のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行っていただくこととします。
- 大学教育改革の推進の一環として本事業計画の実施状況の確認とともに、審査・評価等の方法の改善等のために、選定を行った取組を対象に、取組の財政支援期間終了後に状況調査等を行い、広く社会に情報提供することを予定しています。

7 問い合わせ先

《公募要領、補助金その他の問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

【テーマA】：文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室

電話：03-5253-4111（内線3317、3321）

【テーマB】：文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係

電話：03-5253-4111（内線2519）

《申請書及び審査・評価に関する問い合わせ先》

【テーマA】：〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル7階

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部研究事業課

電話：03-3263-1105

【テーマB】：〒135-8630 東京都江東区青海2-7-9

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部学生生活計画課

電話：03-5520-6168

教学マネジメントに向けた取組

取組の内容

(大学の教育研究上の目的等)

- 学部・研究科等ごとの教育研究上の目的について、学生が身に付けるべき学修成果を明示するなど、具体的なものとなっている。
- 学部・研究科等ごとの教育研究上の目的を達成する観点から、学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程方針（カリキュラムポリシー）、入学者受入方針（アドミッションポリシー）が適切に定められている。
- 学位授与方針の策定や、学位審査手続きにおいて学外者を活用する等、学位授与における透明性及び水準の確保のための仕組みが構築されている。
- 全学的なカリキュラム編成のための組織の設置など、教育課程方針に基づき教育課程を編成・点検するための仕組みが構築されている。
- 入学者受入方針に明示するとともに、当該方針に基づき、入試方法が設定されている。

(教育内容・方法等の充実)

- 教育課程方針に基づき、シラバスにおいて、各科目の具体的な到達目標、準備学修の内容、成績評価の方法や評価基準、参考文献等が具体的に記載されている。
- GPA制度又はこれに相当する制度が適切に導入され、適切な成績評価が行われている。また、これら成績評価の結果に基づいて、きめの細かい履修指導が実施されている。
- キャップ制が適切に導入され、実施されている。また、学生の学修状況に応じて上限を引き上げ又は引き下げるなど弾力的な運用が行われている。
- 学生の学修時間や学修意欲等の状況を定期的に調査し把握している。
- GPA等の結果及び学修時間や学修到達度等の学生の学修状況を、カリキュラムやシラバス等の見直しやFDの改善に反映させるための仕組みが構築されている。
- TAの活用や少人数授業の実施、フィールドワーク、インターンシップ、グループワーク、情報技術の活用等各授業科目の内容及び到達目標に応じた授業方法の開発や見直しを行う仕組みが構築されている。
- 大学生活への適応や学修方法・技術の修得を円滑にするための初年次教育が実施されている。
- 各学生の高等学校段階での学修状況を把握するとともに、必要に応じて補習・補完教育を行う仕組みが構築されている。

(FD・SD)

- FDプログラムの構造化が行われ、FDが適切に実施されているとともに、各教員のFDの実施状況を把握する体制が構築されている。
- FDを通じ、学部等の教育研究上の目的等が教員間で共有されるための仕組みが構築されている。
- 教員の求めに応じて授業の方法等に対する診断等を行う相談体制が構築されている。
- 教員の教育活動を適切に評価する仕組みが構築されている。
- 当該大学の教育研究上の目的を達成するために必要な職員の資質・能力や職員像を明確に示している。
- 職員の採用や異動に当たっては、職員の専門性向上を図る観点から明確な運用方針を定め計画的に実施している。
- 職員に対する階層別、資格別、分野別等の研修を実施している。

(情報公開)

- 以下の大学情報が一般に公開されている。
 - ・各大学の基本的な情報（大学の沿革、設置の趣旨・目的、学部・研究科等の構成、各学部・研究科等ごとの教育研究上の目的等）
 - ・教育課程に関する情報（各学部・研究科等のカリキュラム、卒業認定基準等）
 - ・学生に関する情報（各学部・研究科等ごとの収容定員、在学生数、入学者数等）
 - ・教員に関する情報（各学部・研究科等ごとの専任及び兼任の教員数、専任教員の氏名及び担当授業科目等）
 - ・施設設備に関する情報（校地・校舎面積、図書館の蔵書数及び座席数、情報処理学修施設等附属施設の概要等）
 - ・自己点検評価の結果及び認証評価機関による評価結果

(入試)

- 「大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、AO・推薦入試を含め、入学志願者の学力を適切に把握するための取組が行われている。
- 入試状況や入学後の学修状況等を調査・検証し、その結果を入試改善に活かすなど入試方法等の見直しを行う仕組みがある。